

## 平成26年度液化石油ガス販売事業者等立入検査結果について

平成27年5月  
関東東北産業保安監督部  
東北支部保安課

当支部では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第83条第1項及び第2項の規定に基づき、毎年、当支部所管液化石油ガス販売事業者の販売所及び保安機関の事業所に対し立入検査を実施している。

平成26年度は、「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（平成26年3月20日付け20140317商局第4号）における要請事項への取り組み状況の確認を主眼に、液化石油ガス販売事業者及び保安機関における自主保安の高度化、保安教育の徹底、法令遵守の徹底への取り組み状況の確認を重点確認項目として立入検査を実施した。

平成26年度の液化石油ガス販売事業者等立入検査の概要は、以下のとおりである。

### I 立入検査の実施について

- |         |                 |              |
|---------|-----------------|--------------|
| 1. 実施時期 | 平成26年6月～平成27年3月 |              |
| 2. 実施件数 | 販売事業者           | 8販売所（7事業者）   |
|         | 保安機関            | 6事業所（6事業者）   |
|         | 計               | 14事業所（13事業者） |

※当支部所管販売事業者は全て保安機関を兼ねており、立入検査においては保安機関の業務についても検査を実施している。

- |         |   |
|---------|---|
| 3. 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各販売事業者及び保安機関の事業所において、業務主任者等の立会のもとに帳簿等の検査及び貯蔵施設等の現場確認を実施。また、一部について、一般消費者等の供給設備の管理状況等を確認。</li> <li>・立入検査において問題点が認められた場合は、後日、改善指示書を交付。改善報告書により処置を確認。</li> </ul> <p>また、軽微な不適合については、注意事項とし通知。後日、電話等で改善を確認。</p> |
|---------|---|

### II 平成26年度液化石油ガス販売事業者等立入検査における指摘事項（項目別）

No.	項目	主な違反内容	件数
<b>【販売事業者】</b>			
1	基準適合義務等（法第16条）	バルク設置場所の不備 （車両が接触しない措置がとられていない）	1
2	保安業務を行う義務（法第27条）	緊急時対応の30分以内到着体制の不備 質量販売における消費設備調査の一部未実施	2
3	保安業務の委託（法第28条）	保安業務委託契約内容の不備等 （消費設備調査の再調査の委託）	1
4	認定の基準（法第31条）	夜間及び休日の緊急時連絡体制の不備 （緊急時連絡を利用が認められていない携帯電話への転送としていた）	1
5	貯蔵施設（法第11条）	共同貯蔵施設の場合の区分方法の不備 （一部借用する場合の占有範囲を区分していない）	1
<b>【保安機関】</b>			
6	基準適合義務等（法第16条）及び保安業務を行う義務（法第27条）	質量販売における不適合な販売方法及び消費設備調査の一部未実施（8kg容器に配管等を接続しないでの販売）	1
7	認定の基準（法第31条）	受託認定保安機関損害賠償保険の未加入	1
合 計			8